

コメント

西山暁義

はじめに

東西ドイツが統一してから24年、そしてマーストリヒト条約の発効から21年、これまでドイツの「最現代史」はヨーロッパ統合と不可分な形で語られてきた。実際、ヨーロッパ統合のなかに統一ドイツを位置付けるというヘルムート・コールの方針は歴代政権によって受け継がれ、現在では定着したとあってよいだろう。しかし、まさにそれが定着しただけに、とりわけ2008年の経済危機と通貨危機のなかで、結局我々の目にしているのは、かつてトーマス・マンが望み、それを引用しつつハンス＝ディートリヒ・ゲンシャーが請け合った「ドイツのヨーロッパ化」などではなく、「ヨーロッパのドイツ化」だったのではないかといった、ドイツのあまりに強力な「指導力」への不安の声も聞かれるようになった。そして、その反作用として、ドイツ国内でもユーロ防衛のための経済負担が過剰な「奉仕」ではないか、という不満が表面化している。

こうした状況のなか、2014年の日本ドイツ学会シンポジウムは「地域統合とネイション」と題し、経済、政治、教育、移民といった側面から、四人のパネリストの方々による報告を中心に、ドイツとヨーロッパの関係を改めて考えるという趣旨のもと企画、開催された。以下では、こうした多岐にわたる学際的なテーマにおいて門外漢としてコメントを行うことの困難さを自覚しつつ、四氏の報告を聞いて考えたことを述べることにしたい。

1. ヨーロッパ統合

ドイツとヨーロッパの関係は、これまでも何度か日本ドイツ学会において取り上げられてきた。資料的に確認できる範囲では、1995年の「ヨーロッパのなかのドイツ」、翌1996年の「大国化するドイツ—憂鬱と不安」、そして2002年の『脱国民国家』—地域統合とグローバル化は「国民」・「国家」をどこまで変容させるか?」のシンポジウムが、明示的にこのテーマを扱ったものとして挙げることができる。とはいえ、1993年のマーストリヒト条約発効時に15か国であったヨーロッパ連合(EU)の加盟国は、周知の通り東方への拡大とともに増加を続け、2013年のクロアチア加盟によって28か国とほぼ倍増している。この拡大は、単なる数や面積の問題ではないことは言うまでもなく、ドイツの東欧史家カール・シュレーゲルがすでに2002年の著作において述べたように、地政学的

な重心の東方移動も伴うものであった⁽¹⁾。2013年末から続くウクライナ危機は、その延長線上に起こった問題であったといえよう。

このようにヨーロッパは21世紀に入り大きく変化した。現在EUは、政治的、経済的な問題に直面する一方、2012年にはノーベル平和賞を受賞するなど、楽観と悲観、毀誉褒貶が交錯している。こうしたなかでドイツとヨーロッパの関係を定点観測的に考えるうえでも、今回この時点で取り上げることに意味があったと言える。

では、上に述べたこれまでのシンポジウムにおいて、この問題はどのように論じられてきたのであろうか。たとえば1996年の総括では、以下のように述べられている。

「議論は多岐にわたったが、EUのみならず、ドイツの現状についても、次元の違いや対象領域によって、かなり異なる理解があることがうかがえた。にもかかわらず、総じていえば、ひと頃の楽観的な見方から、慎重な、あるいはペシミスティックな見通しへとという方向が強かったように感じられた。いずれにせよ、現状が善良な意図と困った実態という単純な図式からはとらえられそうにもないことは、はっきりしたように思う。シンポジウムの常として、不明な点がいつそう増えるという結果になったが、今後ドイツの内部に焦点を合わせるだけでなく、グローバルな視点からもドイツの現状にせまるアプローチの手がかりは、いくつかわかれば上がったのではなかろうか」⁽²⁾。

ここからは、東西ドイツ統一、EU誕生の「EU フォリア (EU 多幸福感)」から6年、ないし3年を経て、「バランス」を取る動きが出てくるとともに、多極的視点の必要性が認識されつつあることがうかがえる。

今回の議論——とりわけ田中氏と森井氏の報告——は、経済危機からやはり6年後となるが、むしろその構造的な強さ、さらに言えば、統合の不可逆性が強調されていた。田中氏の報告は、通貨統合、東方拡大の受益者として、危機マネジメントを主導するドイツの姿を浮かび上がらせていた。また政治の面でも、森井氏は、EUと国家が独特な入れ子構造になっており、EUの統合を国民統合と同一視することの問題点を指摘し、「ドイツのための選択肢 (AfD)」に代表されるヨーロッパ懐疑主義への過大評価を戒めていた。このように方向性は逆ではあるが、時事的な報道を通して得られる表面的な印象に対し、学術的な分析にもとづく議論を対置している点では共通しているように思われた。

(1) Karl Schlögel, *Die Mitte liegt ostwärts. Europa im Übergang*, München: C.H.Beck, 2002.

(2) 「第12回総会シンポジウム：大国化するドイツ—憂鬱と不安」(1996年6月8日、於学習院大学)『ドイツ研究』23号、38頁。

ところで、ドイツの現代史家の間でも、今回のユーロ危機の歴史的な位置づけについてはさまざまな議論がある。悲観的な立場として、ドミニク・ゲッパートはその著『存在しないヨーロッパ—ユーロの致命的な破壊力』において、共通通貨ユーロ救済策がヨーロッパは債権国と債務国に二分し、ナショナリズムを抑制するよりも喚起している現状から、「300年以上に及ぶ西欧の民主主義と法治国家の伝統を掘り崩」されつつあり、『代表なくして課税なし』や『一人一票』といった原則が危機に瀕している」と主張し、イギリス流の「祖国からなるヨーロッパ (Europa der Vaterländer)」というより緩い結合を提言している⁽³⁾。

一方、ミュンヘン現代史研究所の所長であるアンドレアス・ヴィルシンクは、ヨーロッパ現代史にかんする近著において、「ヨーロッパの現実を望ましい進歩と理想的な状態から測定し、そこから不十分であると非難するようなあらゆる分析は、潜在的に規範的な議論を行い、それによってヨーロッパ史の本質的な要素を見誤る」と述べている。「本質的な要素」とは、格差を伴う適応、統一と分化、統合と分離という相反する力学の共存であり、その矛盾に満ちた発展に注意を払うべきである、と彼は強調している⁽⁴⁾。統合の「進展」がすでに危機を胚胎しており、そして顕現化した危機の克服を通してヨーロッパが権限を拡大していくという弁証法的な過程は、—その結果はつねにオープンなものでありつても—、これまでで最も厳しい危機であったユーロ危機においても持ちこたえたという認識は、多かれ少なかれ、田中、森井両氏の報告とも通底するものであったように感じられた。

3. ヨーロッパ市民とその教育

こうした複合的、重層的な構造の説明は、やはり東アジアの現状に照らしてヨーロッパを過剰、あるいは過小評価する議論よりもたしかに説得的であり、そのなかで「主権」、「自由」、「民主主義」といった概念も、改めて問い直していく必要があることは間違いない。一方、「権力志向のドイツ人」、「怠け者のギリシャ人」といった相互の応酬に見られるように、ユーロ危機におけるナショナリズムの高揚は、「ヨーロッパ (市民) 意識」の弱さを印象付けるものであったことも事実である。ヨーロッパ統合が複雑なものであるとするならば、そこで形成される (べき) ヨーロッパ意識とは、どのようなものになるのであろうか。

「ドイツ人は自らの生活を1,660の連邦法と〔それに付随する〕163,290の規定、2,661の法規命令と〔それに付随する〕合計83,654の条例のなかで組み立ててい

(3) Dominik Geppert, *Ein Europa, das es nicht gibt. Die fatale Sprengkraft des Euro*, Berlin: Europa-Verlag, 2013, S. 106.

(4) Andreas Wirsching, *Der Preis der Freiheit. Geschichte Europas in unserer Zeit*, München: C.H.Beck, 2012, S. 402-409.

かなければならない。さらに3,756のヨーロッパの法令と901のガイドラインがそれに加わる。リングがどのようにスーパーに納入されるか、コンドームが最低でもどれだけ長くなければならないか、そしてトラクターの座席の材料はどのようなものでなければならぬか、これらすべてはブリュッセルが定めている⁽⁵⁾。この『シュピーゲル』の記事に引用された数字も示唆するように、ヨーロッパは今日のドイツの日常生活に深く介入している。しかし、ヨーロッパ議会選挙が連邦議会選挙に比べて投票率が低く、また投票行動においてもヨーロッパ政策そのものよりは国内政治が基準となっているのが現状である。

この点、2000年の「リスボン戦略」によって教育水準の向上とそれによる経済の活性化が図られる一方で、近藤氏の報告にもあるように、市民教育にかんしても、ドイツの常設文相会議が2008年の勧告において、ヨーロッパ意識形成のための教育を求めていることは注目し得る。氏も指摘するように、ヨーロッパ意識形成と一口に言っても、その内容は青少年交流から留学の促進、そして授業における政治教育など、広範囲に及ぶものである。政治教育の点では、人権、民主主義、文化的多様性といった、普遍的な価値のための教育が課題として掲げられている。

注意を要するのは、こうした普遍的価値の教育がヨーロッパ教育として推進される際、それがどのように実践されるのか、という点である。とりわけ、ユーロ危機の克服の仕方が一般市民の頭越し、ある意味「非民主的」な形で行われただけに、ヨーロッパレベルでの「アクティブ・シチズン」の育成の内実は、どのようなものであろうか。実際、近藤氏の報告においても紹介されていたように、さまざまなプログラムによって人的交流、流動化が進められている一方で、学校教育においてはEUにかんする授業は継子的な扱いを受けているという。また、若年層において、空間としてのヨーロッパは自由に移動できる場としてポジティブに受け入れられている一方で、ヨーロッパにおいて生きるために必要な能力(Europakompetenz)の欠如が一層際立っている、との指摘もある⁽⁶⁾。その背景にあるのは、まさに複雑化するEUの構造について、教える側の教員自身の理解が不十分であり、またそれを克服するための制度的インセンティブも弱いということである⁽⁷⁾。もちろん、こうした認識は、現状改革を志向する動きにはつきもの

(5) Barbara Hardinghaus / Katrin Kuntz / Dialika Neufeld, „Mutter Staat“, *Der Spiegel*, 12/2013, S. 52-58, hier 52.

(6) Siegfried Frech / Jürgen Kalb / Karl-Ulrich Templ, „Einführung: Europa in der Schule“, dies. (Hrsg.), *Europa in der Schule. Perspektiven eines modernen Europaunterrichts*, Schwalbach/T: Wochenschau Verlag, 2014, S. 14-31. たとえば、ヨーロッパ評議会とヨーロッパ理事会、閣僚理事会の間の区別がつかない生徒が少なくない、という事例が挙げられている。

(7) Helmar Schöne, Stefan Immerfall, „EU unterrichten – Widersprüche im Schulalltag“, *Ebenda*, S. 54-66.

ともいえるが、ユーロ危機がEUそのものの正統性の危機にもつながり、それを持続的に支えうる「われらヨーロッパ人」意識の強化の声が高まっているだけに、今後の推移を含めて注目したい。

4. 移民問題とヨーロッパ

石川氏が取り上げた移民問題は、これまでもっぱら国民国家単位で扱われてきたテーマであったが、ここにおいてもヨーロッパの影響が具体的に看取される点が興味深かった。一つは、東欧からの移民の流入であり、とりわけ2007年にEUに加盟したブルガリア、ルーマニアからの移民である。実際、この問題は今年になって、大きな社会問題として取り上げられるようになった。その背景には、2013年1月から両国の市民にヨーロッパ市民として完全な移動の自由と、許可を必要とせずに定職に就く権利が認められたことがあり、氏も指摘するように、経済的な浸透圧が多くの移民（「貧困移民」）を生み出したのである。さらに、それ以前から自営業として働くことを許されていたルーマニア人やブルガリア人は、(部分的に) ハルトツIV受給の対象になることができた。もちろん、移民の流入は両国に限られたものではなく、ポーランドやハンガリーからもその数は増大していたが、ルーマニアとブルガリアの場合、被用者の数よりもハルトツIV受給者の数の増加が大幅に上回っており、その負担が問題とされたのである⁽⁸⁾。

この傾向は、ドイツの好況とともに続き、不況となった場合は受給者の急増としてより政治的に議論されることになることが予測される。石川氏が取り上げたデュースブルクの具体的な事例からは、こうした域内移民の新たな問題の一方で、域外移民であるトルコ系移民が、隔離された「並行社会」から脱出しようとする姿が浮かび上がってくる⁽⁹⁾。域外、域内をめぐる移民の重層的かつ錯綜した状況が形成されつつある一方で、ここで注目されるのは、こうした試みにEUからの

(8) „Mehr Hartz-IV-Hilfen für Rumänen und Bulgaren“, *Süddeutsche Zeitung*, (6. 3. 2014); „60.000 Hartz-Bezieher aus Bulgarien und Rumänien“, *Die Welt*, (2. 9. 2014).

(9) 石川氏の議論と直接かかわるものではないが、2014年5月23日、連邦議会での基本法65周年の記念演説において、イラン出身の作家であるナフィート・ケルマニが、基本法に銘記された政治難民受け入れに消極的なドイツ政府を批判しつつも、「憲法愛国主義」的ドイツを称揚し、感謝する演説を行っている（その際、プラントらSPDの政治家ばかり持ち上げたとして、一部CDU/CSUの議員が演説中に退場する場面も見られた）。一方、その2か月ほど前には、トルコ系の作家アキフ・ピリンチは、『無分別なドイツ—女性、同性愛者、移民に対する誤った礼賛』において、「マイノリティー」への「過剰な権利擁護」を批判し物議を醸したが、そこでドイツに対する「愛情」を告白している。方向性は全く異なるものであるが、こうした移民のバックグラウンドを持つ知識人たちが、近年より積極的にあるべきドイツについて語るようになってきている。„Rede von Dr. Navid Kermani zur Feierstunde, 65 Jahre Grundgesetz“, <https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2014/-/280688> (2014年9月29日閲覧)。Akif Pirinçci, *Deutschland von Sinnen. Der irre Kult um Frauen, Homosexuelle und Zuwanderer*, Waltrop: Manuscriptum, 2014.

支援が活用されている点である。

また、「並行社会」の表象として挙げられたイスラーム団体のなかには、ドイツ国内団体だけではなく、「ヨーロッパ・トルコ・イスラーム民主理想主義トルコ人協会連盟」といった、「ヨーロッパ」を標榜する団体も存在する。西欧的概念を用いつつも、極右民族主義の支持団体とのことであるが、果たしてこうした団体は移民側のヨーロッパレベルでの組織化の進展と見なすことができるだろうか。これに関連して、導入において川喜田氏がEU統合の進展とともに、ブリュッセルに事務所を構える圧力団体、市民団体が1990年代以降、大幅に増加したと指摘している一方、森井氏は「ヨーロッパ公共圏」なるものは存在しないと述べている。こうした点も、おそらく国民国家とヨーロッパ統合の異なる構造を示しているといえるのだろう。

おわりに

上に引用した1996年のシンポジウム総括、すなわち「ドイツの内部に焦点を合わせるだけでなく、グローバルな視点からもドイツの現状にせまるアプローチ」は、約20年を経た今日、さらにその必要性が高まっていることは明らかである。しかし、今回の議論ではまた、ヨーロッパの、あるいはグローバルな視点からドイツの現状に迫るだけではなく、ドイツの内部に焦点を合わせるアプローチの必要性も再確認されたように思われる。ヨーロッパ統合が国民国家の発展的解消を目指し進んでいるのだとすれば、学際的な日本ドイツ学会はいずれ消滅するか、懐古的、趣味的なサロンとなる運命が待っているであろう。しかし、ヨーロッパ統合がそのようなものにはなり得ない、少なくとも当面ならないのであれば、学会の存在もまた、当面正当化されることになる。

しかしより本質的な課題は、むしろこの二つのアプローチの結び付け方自体を再考することにあるだろう。統合当初は自明に思われた「内」と「外」の明確な区分自体が揺らぎつつある一方で、社会科学においてデータが依然として国民国家を単位として集積されており、共通点と相違点ももっぱら国民国家の間で語られてしまうという「方法論的ナショナリズム」(ウルリヒ・ベック)は根強く残っている⁽¹⁰⁾。ヨーロッパ・国民国家・地域の重層的構造とその理念的重要性を前提としつつも、そのいずれをも所与の単位として自明化しない、より動態的な考察が今後さらに必要になると思われる。

5年後、あるいは10年後、おそらくそれまでに新たな「危機」を経験していると思われ、すでに現在でもその火種——くすぶるユーロ危機、ウクライナ問題、「イスラム国」など——には事欠かないが、その時ドイツとヨーロッパの関係はど

(10) Ulrich Beck, „Europa braucht einen neuen Traum“, in: *Aus Politik und Zeitgeschichte*, 12/2014, S. 9-15, hier 9-10.

のように述べられることになるであろうか。日本ドイツ学会において、今後ともこうした定点観測の機会が設けられることを望みたい。